

感染症について

R6. 4

日頃からひなたぼっこの感染症対策にご理解ご協力頂き、ありがとうございます。ひなたぼっこを利用する際のめやすを改訂しました。

利用する親子や同居家族が下記の感染症にかかった場合は、その方が完全に回復し、「登所のめやす」の内容に当てはまることが前提となります。

感染後ひなたぼっこを利用する際は、医師の診断書や意見書・登所届の提出は必要ありませんが、必要な自宅療養期間後のご利用をお願いします。可能な方はかかりつけ医にご相談をお願いします。利用前後に感染症と診断された場合には電話でご連絡ください。

多くの方が利用する場です。
みなさんが安心してひなたぼっこで遊べますよう
ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

甲府市立中央保育所 子育て支援センター ひなたぼっこ
055-233-0308
(電話対応：平日9：00～15：00)



○医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

中央保育所

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24時間～48時間が経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事かとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
流行性嘔吐下痢症 感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、かつ普通便となり普段の食事かとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事かとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

*お腹の風邪、腸感冒、急性胃腸炎、ウイルス性胃腸炎はすべて感染性胃腸炎で、感染によるもののため登園届が必要です。

*アタマジラミ症、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、ヒトメタニューモウイルス感染症の診断があった場合も登所届の記入をお願いします。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

中央保育所

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の7日前から7日後位	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂痂(かさぶた)形成まで	すべての発しん痂痂(がかさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(アデノウイルス・プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性結膜炎(はやり目)	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌剤を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の席が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること(抗菌剤による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌の陰性が確認されていること)
急性出血性結膜炎(アポロ病)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としています。

*以上の表にない感染症である「エボラ出血熱」「クリミア・コンゴ出血熱」「痘瘡」「南米出血熱」「ペスト」「マールベルク熱」「ラッサ熱」「急性灰白髄炎」「ジフテリア」「重症急性呼吸器症候群(SARS、MARS)」に関しては、完全に治癒してからの登所となります。
登所の判断は保健所や入院医療機関の指示によるため、意見書には含まれません。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること (無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)